

長岡市告示第435号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定を行った長岡市高齢者センターまきやまの指定管理者から、令和6年3月29日長岡市告示第154号の6で告示された事項の変更について届出がありましたので、長岡市老人福祉センター条例（昭和55年長岡市条例第26号）第14条第2項の規定により告示します。

令和7年12月8日

長岡市長 磯田達伸

1 変更のあった事項 休館日

2 変更の内容

	休館日
変更後	(1) 毎週火曜日（その日が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条に規定する老人の日に当たるときは、その翌日） (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日
変更前	(1) 毎週火曜日（その日が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条に規定する老人の日に当たるときは、その翌日） (2) 12月31日から翌年の1月3日までの日

3 変更後のあつた事項を定める期間

令和7年12月8日から令和11年3月31日まで